

<寄附（政治献金）についての注意事項>

- ◆政治資金規正法では、政治家個人への寄附が認められておりません。代わって、藤井だいすけと語らう会（政治団体）が、みなさまから頂いた会費やご寄附をもとに、藤井だいすけを支援していきます。本趣旨をご理解賜るとともに、是非後援会へのご入会、あわせてご寄附をよろしくお願い申し上げます。
- ◆政治団体への会費、ご寄附につきましては、政治資金規正法により、規制がございます。

【寄附】

- ・法人、団体等からお受けすることができません。個人でのご寄附をお願い致します。匿名での寄附は禁止されております。
 - ・日本国籍を有する方のみが、寄附をすることができます。
 - ・年間150万円を超える寄附を同一の政治団体にはできません。
また、合計して年間1000万円を超える寄附をすることはできません。
 - ・政治資金団体に対する寄附については、口座への振り込みによらなければならないこととされています。
 - ・難関5万円を超える寄附については、収支報告書に「寄附年月、金額、氏名、住所、職業」が公表されます。
 - ・収支報告書に記載された方は、所得税の確定申告で寄付金排除が受けることができます。
- ※5万円以下であっても寄付金排除を受けることをご希望の場合には、その旨あらかじめお伝えください。確定申告時には、「寄付金の領収書(写)」を添付して申告していただき、4月初旬までに後援会より「寄付金控除のための書類」をお送りしますので、到着後すみやかに税務署に提出していただく必要があります。